

中央・新旭川まちづくり推進協議会 会議録 令和6年度第1回

会議概要	
日時	令和6年7月2日(火曜日) 午後6時30分から午後7時45分まで
場所	旭川市役所 7階 大会議室 A
出席者	委員（13名、正副会長以外は50音順） 山田会長，上野委員，大西委員，佐藤（信）委員，佐藤（朋）委員， 佐藤（日）委員，素野委員，高橋委員，谷越委員，蔦川委員，十川委員， 長谷川委員，山岡委員 （欠席者 伊藤委員，今井委員，大久保委員，久住呂委員，高木委員， 中村副会長，福原委員） オブザーバー 旭川市地域まるごと支援員 成田支援員，協支援員 事務局等 市民生活部 樽井部長 地域活動推進課 岩崎次長，小松主幹，阿部主査，木下主査 中央公民館 住吉館長
会議の公開 ・非公開	公開
傍聴者の数	0名
会議資料	次第
	資料1 中央・新旭川まちづくり推進協議会委員名簿（令和6年4月1日現在）
	資料2 旭川市地域まちづくり推進協議会設置要綱
	資料3 中央・新旭川まちづくり推進協議会の会議ルール（案）
	資料4 令和6年度地域で使える補助制度～地域まちづくり推進事業補助金・負担金 ～
	資料5 令和6年度 中央・新旭川地域の補助事業（想定）
	資料6 中央・新旭川まちづくり推進プログラム

（補足）「中央・新旭川まちづくり推進協議会」を以下「協議会」という。

議事の内容

1 開会

会長が選出されるまでの間、事務局が進行を行った。

2 市民生活部長あいさつ

市民生活部長から、挨拶があった。

3 委員及び事務局の紹介

事務局から、委員、オブザーバー及び事務局の紹介を行った。

4 会議の運営方法について

(1) 会長選出

事務局から、資料 2 に基づき説明を受け、委員の互選により山田委員が会長に選出された。
会長選出後、会長が進行を行った。

(2) 副会長指名

会長の指名により、中村委員が副会長に選出された。
※中村委員は欠席したが、翌日、電話連絡にて本人の同意を得た。

(3) 会議のルールの確認について

事務局から、資料 3 に基づき説明を受け、資料のとおり確認された。

5 中央・新旭川地域のまちづくりの検討と推進について

(1) 旭川市地域まちづくり推進事業補助金・負担金について

事務局から、資料 4 及び資料 5 に基づき説明を受け、資料のとおり確認された。

(2) 中央・新旭川まちづくり推進プログラムについて

事務局から、資料6に基づき説明を受け、資料のとおり確認された。

6 その他

(1) 各地区の取組について

会長からの提案により、各地域での活動内容についての報告と意見交換を行うこととした。

主な内容は以下のとおり。

- ・「新春もちつき会」は、朝日地区の有志で立ち上げ、市の補助金を利用して実施している。
- ・「知新っ子見守り事業」は、月に1回実施している。見守り時に使用する旗やスタッフジャンパーは、過去に市の補助金を利用して購入したものである。
- ・「朝日地域食堂」は、年に3～4回開催している。開催後はへとへとになるほど疲れるが、それ以上に達成感がある。誰かに言われてやっているのではなく、みんな好きでやっている。子供にも調理のお手伝いをしてもらい、調理が終わると子供とお年寄りが折り紙などの昔遊びをして一緒に楽しんでいる。先日開催したときには参加者が80人ほどいた。開催当初は戸惑うこともあったが、回を重ねるごとに慣れてきた。公民館などは災害時の避難場所に指定されることもあり、その際は地域の人で運営することになる。普段から訓練していないと、いざという時に対応できない。地域食堂に限ったことではないが、人を集めて食事を提供することは、その訓練にもなっているのではないかと思う。また、見ず知らずの人が集まるよりも、見知った人が集ったほうが動きやすいため、日頃からの地域の絆作りが大切だと思う。
- ・地域食堂では食事は有料で提供しているのか？
- ・大人も子供も1食300円で提供している。コロナの影響があるため、その場で食べるのではなく、容器に好きなだけ詰めて持ち帰ってもらっている。
- ・コロナが5類になったが、それでも持ち帰りを継続するのか？
- ・参加人数が増えてきており、一同に食事するとなるとそれなりのスペースが必要になるため持ち帰りにしている。将来的には、みんなで食べることを検討したい。また、食べる食べないに関わらず一番大切なのは交流すること。子供たちが習った料理を家でも同じように作ってくれればよいと思う。そして、次の回にまた来てくれたら自分達にとって励みになる。
- ・8万円の補助金でやりくりできているのか？
- ・8万円では賸りきれないので、寄附や食材の提供を受けている。食材の提供が多すぎて使い切れない場合があるので、それを更に上手く活用できたらと思う。
- ・いつ頃から地域食堂を始めたのか？
- ・7～8年前から開始したが、コロナ禍の3年間ほどは中断していた。
- ・「西地区多世代交流この指と～まれ」は、西地区コアメンバー会議というところが中心となり、

地域のお寺などを会場として利用し、昨年は折り紙などの昔遊びや、カレーライスを無料で提供するなど、地域と子供達との交流を目的としている。

- ・新旭川地区では、4～5年前から市の補助金を利用して子供の見守り隊というものを結成し、54名の会員が月に1回、地域にある11箇所の危険と思われる場所に立ち、登下校を見守っている。
- ・8月4日に花咲町で全国レベルのラジオ体操祭が開催される。ラジオ体操はおじいちゃん、おばあちゃんが子供達を連れてくるから地域の見守りになる。ラジオ体操を続けている高齢者の中には、上がらなかった肩が上がるようになった人がいるという話を聞いたことがあり、健康にもつながると思う。花咲町まで行けなくとも、地域でラジオ体操をしてほしい。
- ・これまで皆さんのお話を聞いていて、地域の課題を見つけたり、それを解決するために立ち上がる有志がいることが強みだと感じた。そこでつながりができて、お年寄りの見守りや情報の共有が出来るので、ありがたい存在だと思っている。

(2) 次回の協議会について

次回の協議会は、あらためて日程を案内することとなった。

7 閉会

第1回 中央・新旭川まちづくり推進協議会

次 第

日時： 令和6年7月2日（火）

午後6時30分から

場所： 旭川市役所 7F 大会議室A

- 1 開 会
- 2 市民生活部長あいさつ
- 3 委員及び事務局の紹介
- 4 会議の運営方法について
 - (1) 会長選出
 - (2) 副会長指名
 - (3) 会議のルールの確認について
- 5 中央・新旭川地域のまちづくりの検討と推進について
 - (1) 旭川市地域まちづくり推進事業補助金・負担金について
 - (2) 中央・新旭川まちづくり推進プログラムについて
- 6 その他
- 7 閉 会

【配付資料】

- ・資料1 中央・新旭川まちづくり推進協議会委員名簿（令和6年4月1日現在）
- ・資料2 旭川市地域まちづくり推進協議会設置要綱
- ・資料3 中央・新旭川まちづくり推進協議会の会議ルール(案)
- ・資料4 令和6年度地域で使える補助制度～地域まちづくり推進事業補助金・負担金～
- ・資料5 令和6年度 中央・新旭川地域の補助事業（想定）
- ・資料6 中央・新旭川まちづくり推進プログラム

「中央・新旭川まちづくり推進協議会」委員名簿

R6.4.1現在

※五十音 敬称略

氏名	ふりがな	備考
伊藤 亜由美	いとう あゆみ	大成地区民生委員児童委員協議会
今井 絵美	いまい えみ	三和・緑道商店会
上野 拓	うえの たく	新旭川地区社会福祉協議会
大久保 高明	おおくぼ たかあき	中央地区市民委員会
大西 賢英	おおにし けんえい	大成地区市民委員会
久住呂 志奈子	くじゅうろ しなこ	公募委員
佐藤 信希	さとう しんき	公募委員
佐藤 朋子	さとう ともこ	中央地区民生委員児童委員協議会
佐藤 日夏汰	さとう ひなた	公募委員
素野 悟	その さとる	朝日地区市民委員会
高木 とよ子	たかぎ とよこ	新旭川地区民生委員児童委員協議会
高橋 聡	たかはし さとし	中央地域包括支援センター
谷越 秀樹	たにこし ひでき	旭川市小学校長会(新富小学校)
鳶川 健太郎	つたがわ けんたろう	西地区社会福祉協議会
十川 信一	とがわ しんいち	公募委員
中村 國昭	なかむら くにあき	西地区市民委員会
長谷川 周弘	はせがわ あきひろ	旭川市消防団第1分団
福原 一隆	ふくはら かずたか	新旭川・永山南地域包括支援センター
山岡 好子	やまおか よしこ	朝日地区社会福祉協議会
山田 豊司	やまだ とよじ	新旭川地区市民委員会

旭川市地域まちづくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域住民等が、地域の課題を共有し、その解決に向けた方策を検討するとともに、相互に連携し協働しながら、地域特性を生かした個性ある多様なまちづくりを推進していくため、地域まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会の名称及び所管区域は別表のとおりとする。

(所掌事項等)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討し、並びに意見を交換する。

- (1) 地域のまちづくりの推進に関すること。
- (2) 地域のまちづくりの支援に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者とし、その定数は各協議会の状況に応じ別に定める。

- (1) 地域に住所を有する者
- (2) 地域で働き、又は学ぶ者
- (3) 地域において事業活動その他の活動を行う者
- (4) 公募により選任された者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、翌年度の末日までとする。ただし、任期中の退任に伴う新任者の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員の選任に当たっては、所管区域の住民の意見が適切に反映されるよう、配慮しなければならない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する者をもって充てる。

2 会長は、会務を総括し、協議会の代表となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、市長と協議の上、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、検討内容が旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項のいずれかに該当する場合を除き、原則として公開する。

3 会長は、必要と認めるときは、市職員等委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第6条の2 協議会は、特別の事項を検討するため必要があるときは、部会を設置することができる。

る。

2 前条第3項の規定は、前項の部会について準用する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、地域活動推進課及び各支所に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。ただし、第3条第2項及び第6条の2第2項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

名 称	所管区域
中央・新旭川まちづくり推進協議会	・西地区市民委員会の該当区域 亀吉，曙，曙北，常磐公園，西（２条西～９条西各丁目），宮下通～９条通１～５丁目（８条通６丁目の一部） ・中央地区市民委員会の該当区域 上常盤町，中常盤町，常盤通，宮下通～１０条通６～１０丁目（８条通６丁目の一部） ・大成地区市民委員会の該当区域 宮下通～１０条通１１～１７丁目，宮前１～２条１～２丁目 ・新旭川地区市民委員会の該当区域 金星町，東，新富，パルプ町，新星町，大雪通 ・朝日地区市民委員会の該当区域 ２～１１条通１８～２５丁目（１条通２４・２５丁目，４条通２５丁目，１１条通２３丁目の一部）
豊岡まちづくり推進協議会	・豊岡地区市民委員会の該当区域 豊岡１～７条１～４丁目，豊岡８～１３条１～２丁目（４条通２５丁目，１１条通２３丁目，豊岡８条３丁目の一部） ・新豊岡市民委員会の該当区域 豊岡８～１５条３・４丁目（豊岡８条３丁目の一部） ・愛宕地区市民委員会の該当区域 豊岡３・４・１６条７丁目，豊岡５・１５条５～７丁目，豊岡６～１３条５～９丁目，豊岡１４条５～８丁目（豊岡４条５・６丁目，豊岡１４条９丁目，豊岡１５条８丁目，豊岡１１・１３条４丁目の一部） ・その他，次の区域 豊岡４条１１丁目，豊岡５～１２条１０・１１丁目，豊岡１６条８丁目，東旭川北２条１丁目，東旭川南２条１・２丁目（豊岡４条１０丁目，東旭川北１条１・２丁目，東旭川南１条１丁目の一部）
東光まちづくり推進協議会	・啓明地区市民委員会の該当区域 宮下通１８～２６丁目，１条通１８～２５丁目，南１～９条通１６～２５丁目，南４～９条通２６丁目，宮前１条３～５丁目，宮前２条３丁目（１条通２４・２５丁目，南１条通２５丁目，南２・３条通２６丁目の一部） ・東光地区市民委員会の該当区域 東光１～９条１～４丁目，南１条通２６丁目（東光１０条２丁目，東光１０・１１条４丁目，南１条通２５丁目，南２・３条通２６丁目の一部） ・東光南地区市民委員会の該当区域 東光１０～１８条１～４丁目（東光１０条２丁目，東光１０・１１条４丁目の一部） ・東豊中央市民委員会の該当区域 東光１～９条５・６丁目，豊岡１～３条５・６丁目（豊岡４条５・６丁目の一部） ・東部東光市民委員会の該当区域 東光１０～２５条５・６丁目 ・千代田市民委員会の該当区域 東光１～２７条７～１０丁目，豊岡１・２条７～１０丁目，豊岡３条８～１０丁目，豊岡４・５条８・９丁目（豊岡４条１０丁目，東旭川町共栄，東旭川町下兵村の一部）
北星まちづくり推進協議会	・近文東地区市民委員会の該当区域 川端町６条９・１０丁目，川端町７条１０丁目，近文町１１～２３丁目，錦町１１～１８丁目，緑町１２～２０丁目（近文町２４丁目，錦町１９丁目，緑町２１・２２丁目の一部） ・近文西地区市民委員会の該当区域

	旭岡，近文町２５丁目，錦町２０～２４丁目，緑町２３～２５丁目（近文町２４丁目，錦町１９丁目，緑町２１・２２丁目の一部） ・川端地区市民委員会の該当区域 川端町１～５条各丁目 ・北星地区市民委員会の該当区域 本町，花咲町１～３丁目，大町１～３条１～７丁目，旭町１～２条１～７丁目（大町１条７丁目，旭町２条７丁目，花咲町４丁目，春光町の一部） ・旭星地区市民委員会の該当区域 大町１～３条８～１４丁目，旭町１・２条８～１４丁目，北門町７～１３丁目（大町１条７丁目，大町１・２条１５丁目，旭町１・２条１５丁目，旭町２条７丁目，北門町１４丁目の一部） ・旭星西地区市民委員会の該当区域 大町１・２条１６～２０丁目，旭町１・２条１６～２１丁目，北門町１５～２２丁目（大町１・２条１５丁目，旭町１・２条１５丁目，北門町１４丁目の一部）
末広まちづくり推進協議会	・末広中央地区市民委員会の該当区域 末広１～８条１～３丁目，末広東１～３条１～３丁目（春光１・５・６条９丁目，末広８条２・３丁目の一部） ・末広地区市民委員会の該当区域 末広１～７条４～１２丁目 ・末広東地区市民委員会の該当区域 末広東１～３条４～１２丁目（末広東２条１３丁目の一部）
春光まちづくり推進協議会	・春光西地区市民委員会の該当区域 住吉，春光４～６条１～４丁目，春光７条２・３丁目 ・春光中央市民委員会の該当区域 春光４～７条５～９丁目，春光３条６丁目（春光５・６条９丁目の一部） ・春光東地区市民委員会の該当区域 春光１～３条７～９丁目，花咲町５～７丁目（春光１条９丁目，花咲町４丁目の一部）
春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会	・春光台地区市民委員会の該当区域 春光台１～５条１～５丁目（末広８条２・３丁目，春光台１・３・４条５丁目の一部） ・鷹の巣福祉村地区市民委員会の該当区域 末広８条４～１２丁目，春光台１～５条６～１２丁目（春光台１・３・４条５丁目の一部）
神居まちづくり推進協議会	・神居中央地区市民委員会の該当区域 高砂台，神居町富岡，神居１～９条１～１０丁目（神居町神岡，神居町富沢の一部） ・神居東地区市民委員会の該当区域 神居１～５条１１～２１丁目，神居６条１１～１９丁目，神居７条１１～１８丁目，神居８条１１～１７丁目（神居町神岡，神居町富沢の一部） ・台場地区市民委員会の該当区域 神居町台場，台場東，台場 ・神居雨紛地区市民委員会の該当区域 神居町雨紛，神居町上雨紛，神居町共栄，神居町神華 ・忠和地区市民委員会の該当区域 南が丘，神居町忠和，忠和 ・その他，次の区域 神居町神居古潭，神居町西丘，神居町豊里
江丹別まちづくり推進協議会	・江丹別地区市民委員会の該当区域 江丹別町拓北，江丹別町中央，江丹別町富原，江丹別町中園，江丹別町西里，江丹別町芳野，江丹別町清水

	・その他，次の区域 江丹別町嵐山，江丹別町春日，江丹別町共和
永山まちづくり推進協議会	・永山第一地区市民委員会の該当区域 秋月，流通団地 ・永山南西地区市民委員会の該当区域 永山１～６条１～１０丁目 ・永山南地区市民委員会の該当区域 永山町２～５丁目，永山７～１０条１～１０丁目，永山１１条１・２丁目，永山１２条１～３丁目，永山１３条２・３丁目，永山１４条３丁目（永山町６丁目の一部） ・永山第三地区市民委員会の該当区域 永山町７～９丁目，永山１～６条１１～１６丁目，永山７・８条１１～１８丁目，永山９条１１～１６丁目，永山１０条１１～１５丁目，永山北１・２条６～９丁目，永山北３条６～８丁目，永山北４条６丁目（永山町６丁目の一部） ・永山第二地区市民委員会の該当区域 永山町１０～１６丁目，永山１～６条１７～２４丁目，永山７・８条１９～２１丁目，永山北１・２条１０～１３丁目，永山北３条１０・１１丁目
東旭川まちづくり推進協議会	・旭正地区市民委員会の該当区域 東旭川町旭正，東旭川町忠別 ・東旭川中央地区市民委員会の該当区域の一部 工業団地，東旭川北１条３～８丁目，東旭川北２条５～７丁目，東旭川北３条５・６丁目，東旭川南１条２～８丁目，東旭川南２条３・６丁目，東旭川町上兵村（東旭川北１条１・２丁目，東旭川南１条１丁目，豊岡１４条９丁目，豊岡１５条８丁目，東旭川町共栄，東旭川町倉沼，東旭川町日ノ出，東旭川町下兵村の一部） ・日の出倉沼地区市民委員会の該当区域 （東旭川町日ノ出，東旭川町倉沼の一部） ・豊田地区市民委員会の該当区域 （東旭川町豊田，東旭川町東桜岡，東旭川町米原の一部） ・桜岡地区市民委員会の該当区域 東旭川町桜岡（東旭川町豊田，東旭川町東桜岡の一部） ・米原瑞穂地区市民委員会の該当区域 東旭川町瑞穂（東旭川町米原の一部）
神楽まちづくり推進協議会	・神楽本町地区市民委員会の該当区域 神楽１条６丁目，神楽２条２～６丁目，神楽３条２～８丁目，神楽４条１～６丁目，神楽５条１～８丁目，神楽６条１～１０丁目，神楽７条７～１０丁目（神楽２条７丁目，神楽５条９・１０丁目の一部） ・神楽宮前地区市民委員会の該当区域 神楽岡公園，神楽１条７～１２丁目，神楽２条８～１２丁目，神楽３・４条９～１２丁目，神楽５条１１・１２丁目（神楽２条７丁目，神楽４条１３丁目，神楽５条９・１０丁目の一部） ・高野地区市民委員会の該当区域 神楽６・７条１１・１２丁目（神楽６・７条１３丁目の一部） ・神楽岡地区市民委員会の該当区域 神楽４～７条１３・１４丁目，神楽岡８条１～４丁目，神楽岡９条１～５丁目，神楽岡１０～１６条１～９丁目（神楽４・６・７条１３丁目，神楽岡９条６丁目の一部）
緑が丘まちづくり推進協議会	・旭神市民委員会の該当区域 旭神，旭神町 ・神楽岡東地区市民委員会の該当区域 神楽岡１～７条３～７丁目，神楽岡８条５～７丁目，神楽岡９条７丁目（神楽岡９条６丁目の一部） ・緑が丘地区市民委員会の該当区域

	緑が丘 1～5 条 1～4 丁目 ・西御料地地区市民委員会の該当区域 緑が丘南，西御料，西神楽 1～4 線 5～7 号（緑が丘東 5 条 2 丁目，西神楽 1～4 線 8 号の一部） ・緑が丘東地区市民委員会の該当区域 緑が丘東（緑が丘東 5 条 2 丁目の一部）
西神楽まちづくり推進協議会	・西神楽地区瑞穂市民委員会の該当区域 西神楽 1 線 9～11 号，西神楽 2・3 線 9～11 号，西神楽 4 線 9・10 号（西神楽 1～4 線 8 号，西神楽 1・2 線 12 号，西神楽 4 線 11 号の一部） ・西神楽地区中央市民委員会の該当区域 西神楽北，西神楽南，西神楽南 13・14 号，西神楽 1・2 線 13・14 号，西神楽 3 線 12～15 号，西神楽 4 線 12～14 号（西神楽南 15 号，西神楽 1・2 線 12 号，西神楽 1・2・4 線 15 号，西神楽 4 線 11 号の一部） ・西神楽地区聖和市民委員会の該当区域 西神楽南 16・17 号，西神楽 1～4 線 16～19 号，西神楽 5 線 18・19 号（西神楽南 15 号，西神楽 1・2・4 線 15 号，西神楽 3 線 20 号の一部） ・西神楽地区千代ヶ岡市民委員会の該当区域 西神楽 1 線 20～32 号，西神楽 2 線 20～34 号，西神楽 3 線 21～30 号，西神楽 4 線 20～22・26～30 号，西神楽 5 線 22 号（西神楽 3 線 20 号の一部）
東鷹栖まちづくり推進協議会	・東鷹栖中央地区市民委員会の該当区域 末広 1・2 条 13～15 丁目，末広東 1 条 13～15 丁目，東鷹栖 1 条 1～4 丁目，東鷹栖 2・3 条 1～3 丁目，東鷹栖 4 条 1～5 丁目，東鷹栖 1・3 線 10・11 号，東鷹栖 2 線 11 号，物流団地 1・2 条 1 丁目，東鷹栖 4 線 11・12 号，東鷹栖 5・6 線 10・11 号，東鷹栖 7 線 10～12 号，東鷹栖東 1～3 条 1～6 丁目（末広東 2 条 13 丁目，東鷹栖 2 条 4 丁目，東鷹栖 5・6 線 12 号の一部） ・東鷹栖東地区市民委員会の該当区域 東山，東鷹栖 1・2 条 5・6 丁目，東鷹栖 3 条 4～6 丁目，東鷹栖 4 条 6 丁目，東鷹栖 1・2 線 14～19 号，東鷹栖 3 線 14～20 号，東鷹栖 4 線 13～21 号，東鷹栖 5・6 線 13～22 号，東鷹栖 7 線 18～20 号，東鷹栖 8 線 19 号，東鷹栖東 1 線 17～19 号（東鷹栖 2 条 4 丁目，東鷹栖 5・6 線 12 号，東鷹栖 7 線 13～17 号，東鷹栖 8 線 18 号，東鷹栖 9 線 19 号の一部） ・東鷹栖西地区市民委員会の該当区域 東鷹栖 8・9・11 線 13～17 号，東鷹栖 10 線 13～16 号（東鷹栖 7 線 13～17 号，東鷹栖 8・9・11 線 18 号，東鷹栖 10 線 17・18 号の一部） ・その他，次の区域 緑台，柏木，東鷹栖 7 線 21 号，東鷹栖 8 線 20・21 号，東鷹栖 9 線 20～23 号，東鷹栖 10 線 19～23 号，東鷹栖 11 線 19～24 号，東鷹栖 12 線 18～25 号，東鷹栖 13・14 線 19～25 号，東鷹栖 15 線 20・21 号（東鷹栖 9 線 18・19 号，東鷹栖 10 線 17・18 号，東鷹栖 11 線 18 号の一部）

中央・新旭川まちづくり推進協議会の会議ルール（案）

1 会議の公開

- (1) 会議は、原則として公開する。

2 会議開催の事前公表

- (1) 会議を開催するときは、会議の日時、場所等をあらかじめ公表する。
- (2) 公表は、「会議開催のお知らせ」を市政情報コーナーでの掲示、旭川市ホームページなどへの掲載により行うものとする。

3 会議の傍聴

- (1) 会議は、非公開としたときを除き、誰でも傍聴することができる。傍聴者の範囲は、市民であるか否かを問わない。
- (2) 傍聴者は、会長の指示に従い、静謐に傍聴しなければならない。
- (3) 傍聴者の定員（傍聴席）は、会議場の状況等を勘案し、会議の都度、事務局にて定めることとし、傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順（当日来場した順）に傍聴者を決定する。
- (4) 傍聴者の遵守事項（傍聴ルール）を別紙のとおり定める。

4 会議資料の提供

- (1) 会議を公開するときは、傍聴者に会議資料を配布する。ただし、著しく大量の資料や、図面、地図、写真等の添付資料については、配布に代えて、当該資料を会議が終了するまでの間、会議場に据え置き、閲覧に供する。

5 会議の進行

- (1) 旭川市地域まちづくり推進協議会設置要綱に基づき進行する。
- (2) 会議では、その主旨に基づき、各委員から多くの意見及び情報の交換を図るものとする。

6 会議の記録（会議録）の作成

- (1) 発言の要旨を記載した要点記録を会議録として作成する。
- (2) 委員の自由な発言機会を確保するため、会議録には、発言者名を記載しない（表示は、「会長」、「委員」等とする。）。
- (3) 会議録の確認は、原則として会長が行う。

7 会議録の公表

- (1) 会議録は、会長の確認を得た後、公表する。
- (2) 会議録は、市政情報コーナーでの配置、旭川市ホームページなどへの掲載により公表する。
- (3) 会議資料及び要点を事務局で整理したものを速報版として、会議終了後に公表することができる。

8 委員名簿

- (1) 委員名簿は、旭川市ホームページなどへの掲載により公表する。

傍聴の皆様へお願い（傍聴ルール）

※ 傍聴の際には、次のルールを守ってください。

- 1 傍聴の際には、受付名簿に必要事項を記入してください。
- 2 会議は、静かに傍聴してください。
- 3 傍聴者は、発言はできません。委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないでください。
- 4 ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行動をしないでください。
- 5 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないでください。
- 6 このほか、会議場の秩序を乱し又は会議の妨げとなるような行為をしないでください。

※ これらのルールが守られない場合は、退場していただくことがあります。円滑な会議進行のため、御協力をお願いします。

令和6年度

第1回 中央・新旭川まちづくり推進協議会

令和6年7月2日開催

傍聴受付簿

No.	ふりがな 氏名	住所	電話番号	備考
例	あさひかわ たろう 旭川 太郎	旭川市〇条通〇丁目	0000-00-0000	
1				
2				
3				
4				
5				

※ 会議の傍聴を希望される方は、この受付簿に必要事項を記入してください。

令和6年度地域で使える補助制度 ～地域まちづくり推進事業補助金・負担金～

地域における様々なまちづくり活動を支援するため、補助金・負担金メニューを用意しています。

まちづくり推進協議会の意見に基づいて、地域課題を解決するために行う事業を支援します。

1 補助金メニュー

(1) 単独型まちづくり事業補助金

【上限額】20万円

【申請期間】令和6年4月1日～

⇒地域活動の計画に基づき、1つの事業ごとに申請可能な補助金です。

(2) 包括型まちづくり事業補助金

【金額】予算の範囲内で自由に設定（地域ごとの上限額あり）

【申請期間】令和6年4月1日～

⇒地域活動の計画に基づき、3つ以上の事業を実施する場合に、一括で申請する補助金です。

2 負担金メニュー

(1) 行政提案事業

行政課題の解決に向け、市が設定するテーマに基づいて行う事業を支援します。事業の立ち上げを市の担当部局がサポートします。（2年まで）

区分	上限額	申請期間
子どもの居場所づくり	15万円	5/1～31
困っている人たちの共助の居場所づくり	15万円	5/1～31
逃げ遅れゼロの地域づくりプロジェクト	10万円	5/1～31

※ 申請期間の交付額が予算額に達しなかった場合、7/1から2次申請の受付を開始。

詳しくは、各地域まちづくり推進協議会の事務局まで、ご相談ください。

令和6年度 中央・新旭川地域の 補助事業（想定）

1 地域まちづくり推進事業補助金（予算）28万円

事業名	事業概要	地区	予算目安
新春もちつき会 （継続）	子供からお年寄りまで，餅つき体験と飲食を通じて交流する機会を提供する。	朝日	20,000円
知新っ子見守り事業 （継続）	知新小児童の交通安全見守り運動や地域内の交流の場を提供し，地域の安心安全に寄与する。	大成	80,000円
朝日地域食堂 （継続）	地域のだれもが参加でき食事をしながら地域の人とふれあえる場を提供し，地域交流を図る。	朝日	80,000円
（未定）			残100,000円

2 地域まちづくり推進事業負担金（予算）15万円（共助の居場所づくり）

※負担金事業は，市が設定するテーマに基づいた事業の立ち上げを支援するもので，市の担当部局が事業をしっかりとサポートします（2年まで）。

事業名	事業概要	地区	予算
西地区多世代交流この指と～まれ （継続）	子どもから大人までを対象とし，昔遊びを通した世代間交流事業を実施する。	西	77,500円 ※申請済み

01 中央・新旭川まちづくり推進プログラム

地域目標

交流・文化が充実したコミュニティが育つまちづくり

※参考 都市計画マスタープラン
(H29.2改訂)地域づくりの目標

- ・中央地域
～都市機能の充実と新たな機能の導入による中心市街地づくり
～歩いて楽しいにぎやかな地域づくり
～土地の有効利用による良好な住環境づくり
- ・北東地域(新旭川地区を含む)
～住宅地と工業・流通地が調和した地域づくり
～水や緑を身近に感じられる快適な住環境づくり
～コミュニティの中心となる人の集まる空間づくり
～開拓の歴史がまち並みに感じられる地域づくり

1 地域の特性

- 市総合庁舎をはじめとする公的機関や金融機関、企業の営業拠点が多く集まる北北海道の政治・経済の中心地であるとともに、全国でも有数の製紙工場や古くからの酒蔵や醤油や染物の工場、中小の工場も点在するものづくりの拠点でもある。また、平和通買物公園や銀座しあわせ広場、さんろく街など、本市を代表する商業の中心地として、市内外の人が多く集まる地域である。
- 市民文化会館や図書館、美術館、科学館など施設が多く配置された文化活動の中心であるとともに、石狩川を代表とする主要3河川が集約する地勢を活かしたりベラインなどの河川緑地を使った多彩なイベントが催されるなど、市民の憩いの場ともなっている。
- 多くの国道、鉄道路線が集約した交通の要衝として、歴史を持った地域であるが、「北彩都あさひかわ」の整備に伴い、新たに市民の憩いの場や市民活動の拠点も整備され、更なる発展の可能性を持った地域である。
- 中心部は、商店やマンション、アパート等の集合住宅等で地域を形成しているのに対し、周辺部は一戸建て住宅を中心にアパート・マンション等も点在しており、長く居住する住民が多い。また、国道沿いには、商業施設が立ち並び郊外型の地域形成も見られる。

2 地域の基本情報

- 人 口 38,735人 [3 位]
- 世 帯 数 24,758世帯 [2 位]
- 0～14歳人口 8.5% [13 位]
- 15～64歳人口 56.9% [1 位]
- 65歳以上人口 34.6% [9 位]
- 町内会加入率 39.2% [15 位]
- 町 内 会 数 226町内会
- 市民委員会数 5地区
(中央、西、大成、朝日、新旭川)
- 地域包括支援センター 2施設
(中央、新旭川・永山南)
- 地区社会福祉協議会 5地区
(西、中央、大成、朝日、新旭川)
- 民生委員・児童委員協議会 6地区
(西第1、西第2、中央、大成、朝日、新旭川)

※ 数値は、令和5年4月1日現在

※ 順位は、15地域中で数値が大きいほうを上位とする

主 な 市 有 施 設	市全域を対象とした施設	ときわ市民ホール、勤労者福祉会館、北彩都子ども活動センター、市役所、子ども総合相談センター、動物愛護センター、もりもりパーク、市立旭川病院
	主に地域住民を対象とした施設	新旭川地区センター、中央公民館、新旭川公民館、いきいきセンター新旭川
	文化・スポーツ施設	市民文化会館、公会堂、中央図書館、常磐館、柔道場、大成市民センター
子 育 教 育 施 ・ 設	小・中学校	知新小、日章小、朝日小、青雲小、正和小、東五条小、新町小、新富小、明星中、中央中
	高校・大学 特別支援学校	旭川東高等学校、旭川商業高等学校、旭川高等支援学校
安 全 の 心 施 ・ 設	警察署・消防署	旭川中央警察署、交番(駅前、四条西、七条通、中央、金星、大雪通)、旭川南消防署、新旭川出張所
	消防団	第1・第2・第22分団
	除雪センター	中央・新旭川、豊岡・東旭川(一部)
地域の特徴的な施設		常磐公園、買物公園、リベライン、旭橋、七条緑道、北彩都ガーデン、旭川赤十字病院、製紙工場、酒蔵、醤油工場、染物工場

3 地域資源と特色のある取組

■ 地域資源

●あさひかわ北彩都ガーデン(中央・大成) ●駅前広場(中央) ●平和通買物公園(中央) ●ロータリー(中央)
●常磐公園(中央、西) ●河川敷とサイクリングロード(全地域) ●七条緑道(中央) ●新旭川歩行者道路(新旭川)
●リベラインパークの噴水(新旭川) ●製紙工場(紙遊館)(新旭川) ●日新の森(大成) ●各病院(全域)
●融雪溝(中央、大成、朝日) ●JR旭川駅・四条駅・新旭川駅(中央、大成、新旭川) ●銀座通商店街(大成)
●亀古雨水ポンプ場(西) ●酒蔵(大成) ●醤油工場(西) ●染物工場(西、新旭川) ●レンガ・石造り倉庫(大成)

■ 特色のある取組

●北の恵み 食べマルシェ(中央、西) ●銀座食べマルシェ(大成) ●銀座七夕まつり(大成) ●買物公園まつり(中央)
●旭川夏まつり(中央ほか) ●あさひかわ街あかりイルミネーション(中央、西ほか) ●新旭川夏まつり(新旭川)
●旭川冬まつり・氷彫刻世界大会(中央・西) ●北彩都あさひかわ「冬のガーデン」(中央、大成)
●バーサーロベット・ジャパン(中央、大成) ●まちなか文化小屋(中央) ●音楽大行進(中央、大成)
●ごみのポイ捨て禁止活動街頭啓発・ごみ拾い(中央、大成) ●七条緑道エコミュージアムプロジェクト(中央)

4 地域の現状と課題解決のための取組・市への要望等

は令和5年度の協議結果により、追加・修正等を行った項目

■ 福祉、子育て、健康づくり、地域の支え合いの強化

地域で認識している諸課題(地域の課題)	課題解決の取組・魅力づくり	実施状況	実施主体	備考	市への要望・地域からの提案
【優先】高齢者が安心して暮らせる地域の構築(全域) ・高齢者の居場所・サロンづくり(全域) ・独居老人の増加(全域) ・高齢者の備え・学びの機会(全域) ・高齢者の安心・安全(全域) ・活動場所の確保(全域) ・財源の確保(全域) ・担い手の連携・情報の提供・共有(全域) ・移動手段がないので参加できない(全域) ・老老介護(全域) ・独居高齢者や高齢者世帯の把握が困難(全域) ・支援が必要な世帯の把握(全域) ・他人との関わりを好まない人への情報提供(全域) ・認知症等の高齢者との住民とのトラブル等(全域)	【優先】地域の居場所づくり(全域)	-			
	・この指とまれ(西地区茶話会)(西)	○	西地区市民委員会		
	・サロン(フードテラステラピー)(中央)	○	中央地区市民委員会		
	・ゆるっと人生デザイン(西、中央、大成、朝日)	○	中央地域包括、中央公民館		
	・ふれあいコンサート(朝日)	○	朝日地区社協、中央公民館		
	・オレンジカフェ大成・朝日(大成・朝日)	○	オレンジカフェ大成・朝日運営委員会		
	・お年寄りの寄り合い(ふれあいランチ)(大成)	○	ざっくばらんの会、 大成地区市民委員会、 大成地区民児協、大成地区社協		
	・寄り合い茶の間(大成)	○	新旭川・永山南地域包括支援センター		
	・ぶらっとカフェ(新旭川)	○	朝日地区市民委員会		
	・65歳以上のふれあいランチ(朝日)	○			
・在宅高齢者や地域児童などの世代間交流(全域)	・担い手相互の情報交換の場の設置(全域)	-			
	・閉じこもり高齢者を発見するためのネットワーク構築(全域)	-			
	・コロナ禍における高齢者へのアンケート実施(新旭川)	○(R2)	新旭川・永山南地域包括支援センター		
	・認知症高齢者を地域で支える仕組みづくり(全域)	-		・徘徊問題があるので	
	・サロン憩いタイム(新旭川)	○(H29～)	地域居場所づくり推進委員会		
	・「冬を楽しむ会」の開催(大成)	○(R1～)	知新っ子を見守る会		
	・西地区多世代交流の開催(西)	○(R5～)	西地区多世代交流この指とまれ実行委員会		
	・朝日地区地域交流「新春もちつき会」(朝日)	○(R5～)	朝日地区地域交流「新春もちつき会」実行委員会		
	・世代間交流事業の実施(全域)	-			
	・高齢者と子どもたちとの手紙の交流(全域)	-			
・高齢者を支える地域の担い手の高齢化、世代交代(全域) ・子育て世代の支援(全域) ・子どもや子育て世代が暮らしやすい地域づくり(地域) ・子ども食堂の開設(全域) ・子どもの交流の場・居場所づくり・学習支援(全域) ・食育に対しての関心を高める(全域) ・健康で安心して暮らせる地域づくり(全域) ・受動喫煙防止への取組(西)	・地域活動と社会参加・ボランティア活動の体制づくり(新旭川)	○(H29～)	地域居場所づくり推進委員会		
	・有償ボランティアの導入(新旭川)	○(H30～)	旭新おたすけ隊(新旭川)	モデル地区～旭新自治会	
	・長期休業中の学習・自由研究の支援(中央・大成)	○(R1～)	知新っ子を見守る会	長期休業中の児童の居場所	
	・親同士の交流や相談できる機会の体制づくり(全域)	-			
	・子育てサロン「ブルメリア」の実施(朝日ほか)	○	朝日地区民児協、中央公民館		
	・大成子育てサロン(大成)	○	大成地区民児協		
	・子ども食堂(大成)	○	あさひかわ福祉生協 みんなのカフェ 旭川短大、旭川医大		
	・朝日地域食堂「ひまわり」の実施(朝日)	○	朝日地区「ひまわり」実行委、 地区市民委員会、 地区社協、地区民児協		
	・病院マップの作成(診療科目・特徴を示す)(全域)	-			
	・男だけの運動教室(西・中央・大成・朝日)	○	中央地域包括、中央公民館		
■ 教育、文化、スポーツ振興	・西地区すべての会議・会合・懇親会での禁煙実施(西)	○	住み続けられる西地区をつくろう会		

■ 教育、文化、スポーツ振興

地域で認識している諸課題(地域の課題)	課題解決の取組・魅力づくり	実施状況	実施主体	備考	市への要望・地域からの提案
・地域と学校・地域施設・団体との交流・連携(全域) ・子どもに関する情報に触れる機会が少ない(全域)	・学校行事への地域住民の招待(全域)	○	各小・中学校		・地域への学校情報の提供を積極的に行ってほしい。
	・学校と新旭川公民館との連携(新旭川)	○	新富小学校		
	・公民館と地域との連携(全域)	-			
	・冬期間の交流・連携事業の開催(大成)	○(R1～)	知新っ子を見守る会、知新小学校	冬を楽しむ会	
	・学校と地域による交流事業の実施(全域)	-			
	・高校生、大学生による児童の学習等支援(全域)	○	知新小学校、新富小学校		
・3つの川(石狩、牛朱別、忠別川)の河川空間の活用(全域)	・河川敷を活用したウォーキングコース設定(全域)	-			

■ 地産地消, 商店街の振興, 魅力発信, 賑わいづくり

地域で認識している諸課題(地域の課題)	課題解決の取組・魅力づくり	実施状況	実施主体	備考	市への要望・地域からの提案
・買物公園内の回遊性向上(中央)		-			
・若者による起業の促進と支援(全域)		-			
・商店街のにぎわいづくり(全域)	・商店街単位の地域貢献活動のPR(全域)	-			
・銀座通商店街の活性化(大成)	・銀座弁天まつりの開催(大成)	○	大成地区市民委員会ほか		
	・「冬を楽しむ会」(銀座通商店街)の開催(大成)	○(R2～)	知新っ子を見守る会, 大成地区市民委ほか		
	・空き店舗の活用(中央, 大成)	-			
・北彩都あさひかわの活用による人の流れの創出(中央)	・北彩都ガーデンを活用したイベントの開催(中央)	-			
・地域資源の周知, 認知度の向上(全域)	・旭川の象徴・名物の発掘・PR(全域)	-			
	・地域を知るうウォーキングスタンプラリーの開催(全域)	-			

■ 基本的な生活環境の確保, 環境保全, 事故・犯罪の防止, 防災

地域で認識している諸課題(地域の課題)	課題解決の取組・魅力づくり	実施状況	実施主体	備考	市への要望・地域からの提案
・災害時に安心・安全なまちづくり(全域)	・自主防災資機材を活用した防災訓練の実施(全域)	-			
・災害時における避難体制の構築(全域)	・高齢者在宅世帯防火指導・広報(全域)	○	旭川市消防団各分団		
・危機管理能力の向上(全域)	・防災マップの作成, 配布	○(R1)	中央地区市民委員会		
	・要支援者に対する各団体の連携や情報共有(全域)	-			
・冬期間の安全対策(全域)	・一人暮らしの除雪・排雪(全域)	-			
・道路に個人宅の排雪を出す人がいる(全域)	・児童の安全確保(通学路の除雪)(全域)	-			
	・住民主体による地域除雪体制の検討(全域)	一部○(R1)	旭新おたすけ隊(新旭川)	モデル地区～旭新自治会	
・カラスによる被害への対応(全域)	・アパート入居者へのごみ収集啓発事業(全域)	-			
・ごみ出しマナーの啓発(全域)	・ごみ拾いの実施(全域)	-			
・リベラインパーク・常磐公園の活用(中央・西)	・住民見学会の実施(中央・西)	-			
・防犯意識の向上, 啓発(全域)	・青色防犯パトロールの実施(西)	○	西地区市民委員会		
・夜が物騒(全域)	・防犯街頭指導(中央)	○	中央地区市民委員会		
・見守りで安心・安全に住み続けられる地区に(全域)	・サイクルセーフティキャンペーン(中央)				
・隣近所の方がどのような方が住んでいるのかわからない(全域)	・飲酒運転撲滅キャンペーン(中央)				
・主要道路は交通量が多く, JR宗谷本線も隣接している(新旭川)	・児童の登下校時の見守り活動の実施(全域)	○(R2～)	地域居場所づくり推進委員会 新旭川地区市民委員会 知新っ子を見守る会 ほか		
・見通しのきかない交差点が多く, 危険度の高い箇所が多数ある。(全域)	・ラッシュ時の交差点での見守り活動の実施	-			

■ 郷土愛や誇りの醸成・コミュニティ活性化(世代間交流)

地域で認識している諸課題(地域の課題)	課題解決の取組・魅力づくり	実施状況	実施主体	備考	市への要望・地域からの提案
【共通課題】●人口減少・少子高齢化		-			
●町内会等の担い手不足 ●個人情報の把握		-			
・地域活動の担い手不足, 人材の育成(全域)		-			
・ボランティアの育成, 確保(全域)	・ボランティアに参加しやすいシステムの構築(全域)	-			
・比較的若い高齢者(65～75歳)の交流の場づくり(全域)	・ボランティア講習会の開催(全域)	-			
	・ボランティア活動のPR, 助け合い精神の啓発(全域)	-			
・町内会活動の活発化(全域)	・若い世代との交流促進(全域)	-			
・町内会加入率の低下(全域)	・町内会非加入の住民との交流事業(全域)	-			
・町内会や民生委員等の地域組織の担い手不足と高齢化(全域)	・先進的な町内会活動の事例紹介研修会(全域)	-			
・地域社会のつながりを支える土台づくり(全域)		-			
・地域活動を行う財源の確保(全域)		-			
・地域活動の情報及び周知の不足(全域)	・イベント・お祭りカレンダーの作成(全域)	-			
・地域活動の拠点の不足(全域)		-			
・地域が一体感を持てる取組の減少(全域)	・名物となる祭りの開催(1か月間程度の長期)(全域)	-			
	・地域イベントの開催(全域)	-			
	・地域盆踊りの開催(全域)	○			
・核家族化, 単身世帯の増加による隣人との交流(ご近所づきあい)減少(全域)	・朝日地区ふれあいまつり(朝日)	○	朝日地区市民委員会, 地区社協		
	・西地区祭り(西)	○	西地区市民委員会ほか		
	・市民まつり(中央)	○	中央地区市民委員会ほか		
	・大成夏祭盆踊(大成)	○	大成地区市民委員会ほか		

5 過去の取組

実施年度	取組・テーマ	実施主体	主な内容
H28～30	まちづくりフォーラムin新旭川	中央・新旭川 まちづくり推進協議会 ※H29～居場所づくり 推進委員会	交流や集いの場の提供など「地域の居場所づくり」を進めるため、意識の醸成や新たな担い手の確保を目指し、フォーラムを開催
H29	囲碁ふれあい教室	囲碁による地域づくり 推進委員会	囲碁を活用した取組の成果を生かし、西地区を対象に、囲碁の普及啓発と、小学生と高齢者の世代間交流を図るため、「囲碁ふれあい教室」を開催。 ・9～12月、全6回、小学生延べ124名、大人延べ33名、指導ボランティア・実行委員等延べ71名参加
H30	担い手・ボランティア育成事業	地域居場所づくり 推進委員会	「他人事」になりがちな地域住民が、高齢者等の支援を「我が事」として取組み、互いに役割を持ち、支えあいながら、相互に自分らしく活躍できる居場所づくりを推進するため、新旭川地区の町内会をモデルとし、有償ボランティア組織である「旭新おたすけ隊」を設立した。
R1 (H31)	担い手・ボランティア育成事業	地域居場所づくり 推進委員会	H30に設立した有償ボランティア組織である「旭新おたすけ隊」の活動内容の拡充(買物支援・ゴミ捨ての追加)を支援し、通年での活動を実現した。
	知新っ子見守り事業	知新っ子を見守る会	知新小学校に通う児童と、主に高齢者を中心とした地域住民等が、世代間交流と、冬期間の居場所づくりを目的として、「自由研究教室」、「冬を楽しむ会」を実施した。
R2	担い手・ボランティア育成事業	地域居場所づくり 推進委員会	H30に設立した有償ボランティア組織である「旭新おたすけ隊」の活動内容の拡充(買物支援・ゴミ捨ての追加)を支援し、通年での活動を実現した。
	知新っ子見守り事業	知新っ子を見守る会	知新小学校に通う児童と、主に高齢者を中心とした地域住民等が、世代間交流と、冬期間の居場所づくりを目的として、「自由研究教室」、「冬を楽しむ会」を実施した。
R3	地域居場所づくり推進事業	地域居場所づくり 推進委員会	「旭新おたすけ隊」の活動内容の支援を行うとともに、児童の登校時の見守り活動を実施し、地域の高齢者の居場所づくりに貢献した。
	知新っ子見守り事業	知新っ子を見守る会	知新小学校に通う児童と主に高齢者を中心とした地域住民等が、世代間交流と、冬期間の居場所づくりを目的として、小学校敷地内で雪だるまづくりを実施した。
R4	地域居場所づくり推進事業	地域居場所づくり 推進委員会	地域活動を支える担い手不足の課題解消に向けて、地域活動の担い手養成を目的とした地域ボランティア養成講座(全4回)を実施した。
	新旭川地区子ども見守り活動	新旭川地区市民委員会	新旭川地域の3つの小学校及び中学校と連携し、通学路にある交差点等の危険箇所において、毎月1回、登校時の交通安全見守り活動を実施した。
	知新っ子見守り事業	知新っ子を見守る会	知新小学校児童の安全を地域全体で見守るため、登校時の交通安全見守り活動や交通安全標語コンクールを行うとともに、地域住民によるミニ雪像づくりなどを実施した。

6 地域まちづくり推進協議会の周知・広報

■ 市ホームページでの取組内容の掲載等により周知・広報を行っている。

・ 中央・新旭川まちづくり推進協議会ホームページアドレス

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/408/machikyou/d063401.html>

・ QRコード

